

社一 確定給付企業年金法と確定拠出年金法 ワンポイント解説

【問題】平成21年 問8

確定給付企業年金法によると、基金型企業年金は、老齢給付金及び障害給付金の2種の給付を行うことが基本とされている。

上記の問題は、覚えていたら簡単に答えられる基本中の基本のサービス問題です。
知らなければ手も足も出ません。

確定給付企業年金法と確定拠出年金法は、社労士試験全科目の最後の科目である社一にあり、しかも社一の中でも最後に学習する箇所なので余計に学習が疎かになる法律です。

疎かになる法律ですが、確定給付企業年金法と確定拠出年金法は、ここ数年交互に出題(5肢1問で構成)されています。

社労士合格するためには、上記のような基本事項の問題は確実に正誤の判断が必要です。

ここ数年の傾向は、平成29年は確定拠出年金法が、5肢1問で出題されています。

例年通りだと平成30年の出題は、確定給付企業年金法の順番になります。(あくまで傾向です。)

それぞれの給付の内容の押さえ方です。

(確定給付企業年金法)・・・法定と任意があり4種類

法定給付		任意給付	
老齢給付金	脱退一時金	障害給付金	遺族給付金

(確定拠出年金法)・・・4種類

給付の種類			
老齢給付金	障害給付金	死亡一時金	脱退一時金(当分の間)

[覚え方]

確定拠出年金法を覚えます。

老齢、障害、死亡という流れで通常の年金の給付と同じです。最後に脱退で4つの給付を覚えます。

給付の種類			
老齢給付金	障害給付金	死亡一時金	脱退一時金(当分の間)

次に、確定給付企業年金法は、法定と任意に分ける必要がありますが、上記の確定拠出年金法の表の両サイドを法定にし、中心2つを任意にすると確定給付企業年金法の表ができます。

(死亡一時金が、遺族給付金になるところは注意して下さい。)



(確定給付企業年金法)

法定給付		任意給付	
老齢給付金	脱退一時金	障害給付金	遺族給付金

問題に戻ります、

【問題】平成21年 問8

確定給付企業年金法によると、基金型企业年金は、老齢給付金及び障害給付金の2種の給付を行うことが基本とされている。

ということで、問題の答えは、誤りです。

基本となる法定給付は、老齢給付金と脱退一時金になります。